

障害者自立支援法に基づく社会福祉法人志布志市社会福祉協議会
指定行動援護有明事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会が設置する指定行動援護有明事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービスの行動援護（以下「行動援護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、行動援護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な行動援護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 行動援護の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な行動援護の提供ができるよう努めるものとする。

3 行動援護の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する省令」（平成18年厚生労働省令第58号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第3条 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止に関する責任者を定め、事業所における虐待防止に必要な体制整備を行うものとする。

2 前項の責任者は、管理者とする。

3 管理者は、事業所の職員に対し虐待防止に関する研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 事業所は、判断能力が乏しい者であって、自ら権利を擁護することに困難を抱える利用者については、成年後見制度を利用できるように支援するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人 志布志市社会福祉協議会指定行動援護有明事業所

(2) 所在地 鹿児島県志布志市有明町野井倉1767番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている行動援護の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 行動援護従事者養成研修 1名 (常勤職員)

サービス提供責任者は、行動援護計画を作成し、利用者等及びその同居の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する行動援護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 18名 (常勤職員 3人、非常勤職員 15人)

従業者は、行動援護の計画に基づき行動援護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名 (常勤職員 1名)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前7時から午後9時までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。ただし、営業日外に利用者等からサービス提供の要請があった場合には、この限りではない。

(行動援護を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において行動援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 知的障害者

(2) 障害児

(3) 精神障害者

(行動援護の内容)

第8条 事業所で行う行動援護の内容は、次のとおりとする。

(1) 行動援護計画の作成

(2) 行動援護 外出時及び外出の前後に予防的対応、制御的対応及び身体介護的対応

(3) 前項に付帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

第9条 指定行動援護を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定行動援護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定行動援護を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの内容に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法第17条の10第1項に規定する指定施設支援、又は知的障害者福祉法第15条の11第1項に規定する指定施設支援を受けたときは、当該支給決定障害者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額、身体障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第17条の10第2項第2号に掲げる額（同法第17条の13の2の規定の適用がある場合にあっては、同法第17条の10第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市長が定めた額）及び知的障害者福祉法による指定施設支援に係る同法第15条の11第2項第2号に掲げる額（同法第15条の14の2の規定の適用がある場合にあっては、同法第15条の11第2項第2号に掲げる額を下回る範囲内において市長が定めた額）の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者自立支援法施行第17条第1項に規定する負担上限月額、又は同令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援及び知的障害者福祉法による指定施設支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市長に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、志布志市の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 現に行動援護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情解決)

第13条 提供した行動援護に関する利用者等並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するた

めに、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定行動援護に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市が、また、法第 48 条第 1 項の規定により鹿児島県知事又は市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定行動援護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等並びにその家族からの苦情に関して市、又は鹿児島県知事及び市長が行う調査に協力するとともに、市、又は鹿児島県知事及び市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 14 条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

（2）継続研修 随時

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に盛り込むものとする。
- 4 事業所は他の指定行動援護事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する行動援護の提供に関する諸記録を整備し、当該行動援護を提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人志布志市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。